

# 茨城県HTLV-1母子感染防止対策マニュアル

茨城県HTLV-1母子感染対策協議会



茨城県

茨 城 県

## 目 次

I	茨城県HTLV-1母子感染防止対策マニュアル	
1	目的	1
2	対象	1
3	茨城県母子感染防止対策フローチャート	1
4	産科医療機関の役割	1
5	小児科医療機関の役割	3
6	保健機関（市町村・保健所）の役割	3
7	検査説明および保健指導のための教材・パンフレット等	3
図1	茨城県母子感染防止対策フローチャート	4
II	資料編	
1	HTLV-1相談窓口	5
2	茨城県HTLV-1母子感染対策協議会実施要項	7
3	協議会及びマニュアル検討委員名簿	8

# 茨城県HTLV-1母子感染防止対策マニュアル

## 1 目的

HTLV-1キャリア妊婦からの母子感染を予防するため、キャリア妊婦を発見し、その妊婦から出生した児にキャリア化防止策（栄養方法の選択）を講じることにより、新たなキャリアの発生を防止することを目的とする。

## 2 母子感染防止対策の対象

1) 妊婦健診でHTLV-1抗体検査を受けた妊婦

2) 母子感染予防介入の対象者

妊婦健診のHTLV-1抗体検査が陽性だった妊婦で、確定検査によってHTLV-1キャリアと判定された妊婦、及びその出生児

※ HTLV-1キャリアの方に対しては、将来の発症への不安や体調に関する不安等に関し、相談できる機関について情報提供していく。

（資料1「HTLV-1相談窓口」及び参考テキスト3「HTLV-1キャリア指導の手引き」を参照。）

## 3 茨城県母子感染防止対策フローチャート（図1）

## 4 産科医療機関の役割

1) 妊婦健診のHTLV-1抗体検査についての説明

【説明内容】

①ATL（成人T細胞白血病）およびHAM（HTLV-1関連脊髄症）について

②HTLV-1の感染経路について

③HTLV-1抗体検査の目的

※前回妊娠時の検査が陰性であって、その後の夫婦間感染の可能性がないわけではないので、妊娠ごとに検査を受ける方が望ましい。

※前回陽性者についても念のため検査を受けるよう勧める。

【説明時の使用媒体】：5-1「HTLV-1抗体検査を受けましょう」リーフレット、  
5-2「ATLどんな病気？」厚生労働科学特別研究事業、H21

2) 一時スクリーニング検査陽性者に対する確定検査についての説明

【説明内容】

①ATLおよびHAMについて

②HTLV-1の感染経路について

③HTLV-1確定検査（ウエスタンブロット法：WB法）の目的と方法

※WB法を施行しても判定保留が少なからず存在することを説明しておく。

④検査費用：保険診療

【説明時の参考テキスト】 1「HTLV-1母子感染予防対策保健指導マニュアル、P43」  
2「HTLV-1母子感染予防対策医師向け手引き、P1」

【妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査結果が陽性（要精密検査）であった妊婦の方へ】（説明例）

あなたから採血して調べたHTLV-1抗体検査の結果が陽性（要精密検査）でした。

しかし、これは「あなたはHTLV-1に感染しています」ということを、ただちに意味するものではありません。

今回の検査は感染していないことをはっきりさせることができる検査ですが、この検査結果だけで感染していると決めることはできません。

したがって、それを確かめるために、ウエスタンブロット法という確認検査が必要です。この検査を受けることを希望される場合は、改めて血液検査を受けてください。

この確認検査結果が陽性であった場合は「HTLV-1に感染している可能性が高い（HTLV-1キャリア）」、陰性の場合は「HTLV-1に感染している可能性が低い」ということとなります。ただし、残念ながら、一部に確認検査の結果が「判定保留」と出ることがあり、この場合は「HTLV-1に感染しているか現在のところ不明」です。

### 3) 結果の告知

- ①告知の時期 確定検査の結果が出た後
- ②告知を行う者 産婦人科医師（原則固定）
- ③告知の内容

- ・HTLV-1キャリアとは
- ・ATLおよびHAMについて
- ・母子感染予防方法（栄養方法の選択）←特に重要！
- ・出産後の具体的な母親、子どもへの対応

※告知はあくまで妊婦本人に行う。夫や家族には直接説明しないこと。家族に相談するか否かは妊婦本人が決める。医療関係者は本人が相談した範囲を把握し記録しておく。

- 【説明時の参考テキスト】：1 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル，P43～」  
2 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き，P3」  
3 「HTLV-1 キャリア指導の手引き」

※4-2「HTLV-1 キャリアのみなさまへ」を手渡し説明

- ④HTLV-1 キャリアの方で妊婦健康診査実施機関と分娩機関が違う場合  
HTLV-1 キャリアと把握した産科医療機関は、分娩する産科医療機関に紹介状を書く際に、妊婦本人にも同意を得たうえで、「HTLV-1 キャリアである」旨を記載する。

### 4) 判定保留者への説明

- ・検査の結果は判定保留でありHTLV-1 キャリアとはいえない。
- ・判定保留の中には一部HTLV-1 キャリアもいるが、全く感染していない人も含まれている。
- ・判定保留の中で、どのくらいHTLV-1 キャリアがいるのか現状では不明である。
- ・判定保留の中に含まれるHTLV-1 キャリアからの母乳を介した母子感染率については、現在のところデータがない。
- ・PCR法を施行する方法もあるが、この検査法は現在のところ保険適用外である。  
※PCR法の検査についての説明を丁寧に行い、母親が検査を希望するかないかを決定できるよう支援していく。

- 【説明時の参考テキスト】：1 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル，P50」  
2 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き，P4～6」

### 5) 分娩後のキャリアへの対応について

HTLV-1 抗体陽性妊婦は、分娩、産褥期を迎えるまでに、HTLV-1 についての知識を得て、授乳方法の選択について意思決定を行っていることが重要である。

- ①人工栄養を選択した場合  
母乳分泌を抑制する処置を行う。
- ②短期母乳栄養を希望した場合  
具体的な母乳中止時期の目安などを説明する。※満3か月までに人工栄養に切り替える。
- ③凍結母乳栄養を希望した場合  
搾乳手技や凍結方法について説明する。※満3か月までに人工栄養に切り替える。
- ④母乳栄養を希望した場合  
一般的な指導を行う。

- 【説明時の参考テキスト】：1 「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル，P26～31，53～59」  
2 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き，P7～9」

### 6) 退院時の説明

- ①退院後の育児等についての説明

## ②出生児の抗体検査について

- ・検査の趣旨：HTLV-1の母子感染を起こしているかどうかは、どの栄養方法を選んだとしても3歳を過ぎてから検査をするとわかる。検査をするか否かは母親の判断だが、感染していないことがわかればATLやHAMなどの病気の心配はなくなる。もし感染していた場合、適当な時期に告知をすることは必要であり、HAM等の症状に早く気づく等、早期に対応ができる。
- ・検査の時期：3歳を過ぎてから
- ・受診小児科医療機関：かかりつけ小児科医療機関
- ・受診方法：事前に電話等で小児科医療機関に問い合わせる
- ・費用：保険診療（病名はHTLV-1母子感染うたがい）

## 5 小児科医療機関の役割

HTLV-1陽性の母親から出生したお子さまが受診した場合、出生児の抗体検査および母親の育児支援を行う。

### 1) 児の抗体検査について

- ①検査の時期の確認：3歳以降
- ②検査および費用
  - ・PA法もしくはCLEIA法
  - ・検査費用は保険診療（病名はHTLV-1母子感染うたがい）

### 2) 結果の告知と精密検査について

- ①陰性の場合：母親に結果を伝える。
- ②陽性の場合の精密検査：WB（ウエスタンブロット）法を実施する  
検査費用：保険診療

※ 小児科医療機関で相談対応が困難な場合、以下の小児血液専門医を紹介してください。

- ① 茨城県立こども病院
- ② 筑波大学附属病院

## 6 保健機関（市町村・保健所）の役割

- HTLV-1陽性の母親から相談があった場合、まずはよく話を聴き、相談に応じる。
- 産科医師や小児科医師と連絡調整が必要な場合は、相談者の了解のもと対応する。
- キャリアに関する情報はすべて厳格に秘密を守る必要があるため、妊婦（母親）のプライバシーの保護には十分に注意する。

## 7 検査説明および保健指導のための教材・パンフレット等

### 【説明時の参考テキスト】

- 1 「HTLV-1母子感染予防対策保健指導マニュアル」厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課，H23.3月
- 2 「HTLV-1母子感染防止対策 医師向け手引き」厚生労働科学特別研究事業，H23.3月
- 3 「HTLV-1キャリア指導の手引き」厚生労働省研究班作成，H23.2月

### 【配付用資料】

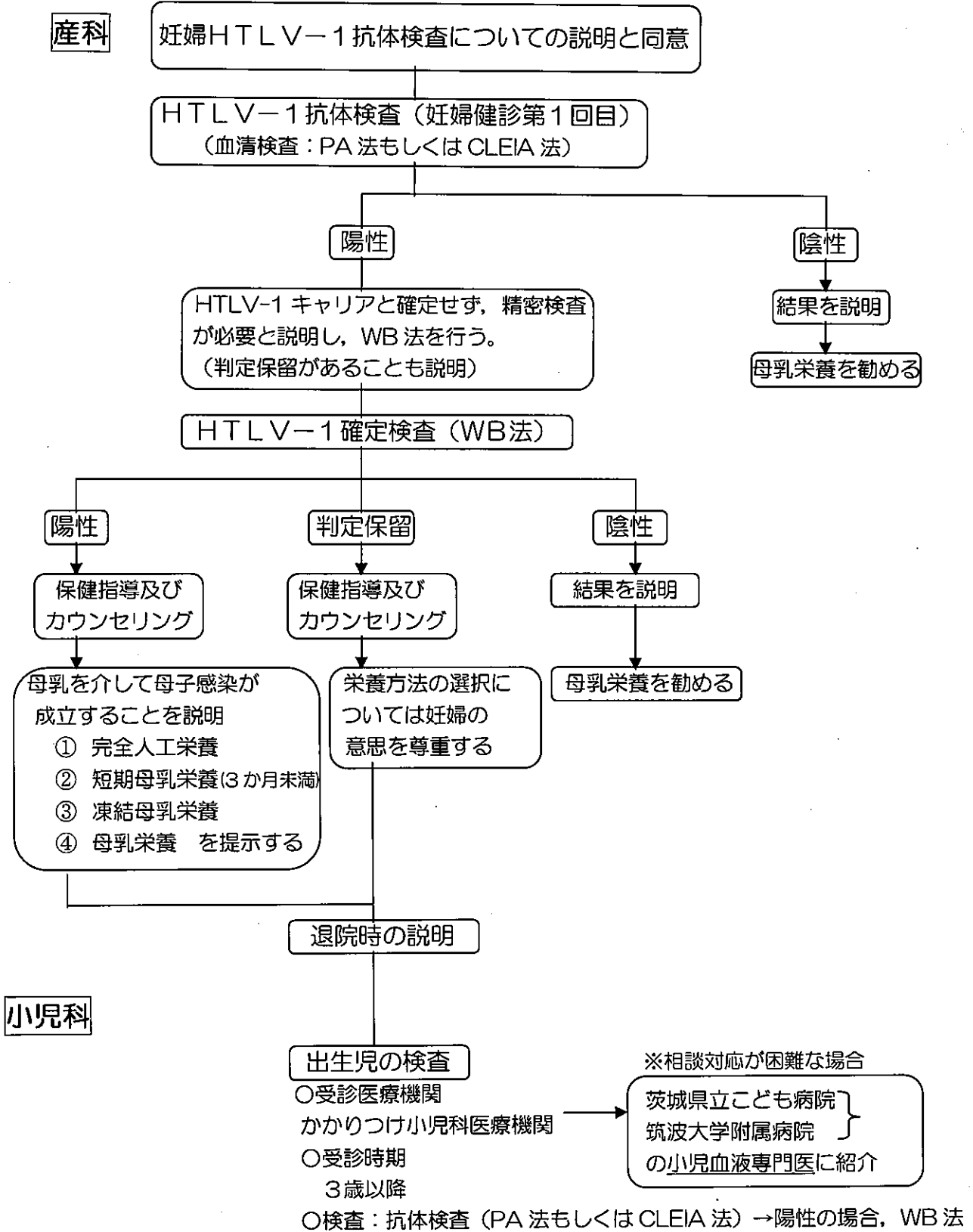
- 4-1 「HTLV-1キャリアのみなさまへ よくわかる詳しくわかるHTLV-1」厚生労働科学研究費補助金研究事業，H22年度
- 4-2 「HTLV-1キャリアのみなさまへ」
- 5-1 「HTLV-1抗体検査を受けましょう」厚生労働省発行リーフレット
- 5-2 「ATLどんな病気？」厚生労働科学特別研究事業，H21

### 【参考ホームページ】

厚生労働省 HTLV-1ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou29/taisaku.html>

図1 茨城県母子感染防止対策フローチャート



**保健機関 (市町村・保健所)**

- HTLV-1陽性の母親から相談があった場合, まずはよく話を聴き, 相談に応じる。
- 産科医師や小児科医師と連絡調整が必要な場合は, 相談者の了解のもと対応する。
- キャリアに関する情報はすべて厳格に秘密を守る必要があるため, 妊婦(母親)のプライバシーの保護には十分に注意する。

＜茨城県におけるHTLV-1に関する相談機関一覧表＞

No.	施設の名称	住所	TEL	FAX	相談受付曜日・時間	受付相談内容				相談方法				備考		
						母子感染	一般	ATL	HAM	来所	TEL	FAX	メール	ホームページアドレス (がん相談支援センターアドレス)	対応可能範囲	診療科
1	茨城県立中央病院茨城がんセンター相談支援センター	空間市観瀨6528	0296-78-5420(直通)	0296-78-5421	月一金 9:00-16:00			○		○	○	○	○	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/cyubyo/cancer/pamphlet/soudan-center.pdf		
2	国立病院機構水戸医療センター医療相談室がん相談支援センター肝臓癌相談支援センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711(代表)		月一金 8:30-17:15			○						http://www.hosp.se.jp/mito-mc/	キャリア対応× セカンドオピニオン 対応×	
3	日立総合病院茨城果地域がんセンターがん相談支援室	日立市城南町2-1-1	0294-23-8776(直通)		月一金 8:00-16:30			○						http://www.hitachi.co.jp/hospital/hitachi/annai/center/index.html		
4	筑波大学附属病院がん患者相談・支援部門	つくば市天久保2-1-1	029-853-5377(直通)		月一金 9:00-16:00			○						http://www.tsukuba-eco.jp/view.php?id=soudanmitsuite	キャリア対応× セカンドオピニオン 対応×	皮膚科
5	筑波メディカルセンター病院茨城果地域がんセンター患者家族相談支援センター	つくば市天久保1-1-1	029-858-5377(直通)	029-892-9061	月一金 9:30-16:30			○						http://www.tnch.or.jp/hosp/examination/support.html		
6	土浦協同病院茨城果地域がんセンター相談支援センター	土浦市真鍋新町1-1	029-823-3111(代表)	029-824-6657	月一金 8:30-17:00			○						http://www.kkch.jp/		
7	東京医科大学茨城医療センター相談支援センター	稲敷郡阿見町中央3-20-1	029-887-1157(直通)		月一五 8:30-16:40 第1,3,5土 8:30-11:40 月一五 9:00-17:00			○						https://ksm.tekyo-med.ac.jp/	キャリア対応○ セカンドオピニオン 対応×	皮膚科
8	友愛記念病院相談支援センター	古河市東牛谷707	0280-97-3353(直通)	0280-97-3350	月一五 9:00-12:00			○						http://www.yuai-hosp.jp.org/html/16_yuai_02.html	キャリア対応○ セカンドオピニオン 対応×	神経内科
9	茨城西南医療センター病院がん相談支援センター	猿島郡境町2190	0280-87-6704(直通)	0280-87-8399	月一五 8:30-17:00 第1,3土 8:30-12:30			○						http://www.seinar-mch.or.jp/shinyouinfo/gankyoten.php		
10	茨城県難病相談・支援センター	つくば市天久保2-1-1筑波大学附属病院内B棟350号室	029-853-3610		月一金 9:00-17:00				○					http://www.nanbyou.org/		
11	JAとりで総合医療センター	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551											http://www.toride-medical.or.jp/	キャリア対応○ セカンドオピニオン 対応×	皮膚科
12	なめがた地域総合病院	行方市井上藤井98-8	0299-56-0600											http://www.ndg.jp/	キャリア対応○ セカンドオピニオン 対応×	皮膚科

No.	施設の名称	住所	TEL	FAX	相談受付曜日-時間		受付相談内容			相談方法				ホームページアドレス	備考
					母子感染	一般	ATL	HAM	来所	TEL	FAX	メール			
13	水戸保健所	水戸市笠原993-2	029-224-2828		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/mitohc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/mitohc/</a>	※保健所においては、HTLV-1抗体検査は実施予定なし	
14	ひたちなか保健所	ひたちなか市新栄町95	029-265-5647		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hitahc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hitahc/</a>		
15	常陸大宮保健所	常陸大宮市姥貫町2978-1	0295-52-1157		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/omiyahc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/omiyahc/</a>		
16	日立保健所	日立市助川町2-6-15	0284-22-4192		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hitahc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hitahc/</a>		
17	鉾田保健所	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-2158		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hokohc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hokohc/</a>		
18	潮来保健所	潮来市大洲1446-1	0299-66-2118		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/itakohc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/itakohc/</a>		
19	竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎市2989-1	0297-62-2172		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/ryuhc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/ryuhc/</a>		
20	土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5386		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/tsutihc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/tsutihc/</a>		
21	つくば保健所	つくば市松代4-27	029-851-9287		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/tsukuhc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/tsukuhc/</a>		
22	筑西保健所	筑西市甲114	0286-24-3911		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shimohc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shimohc/</a>		
23	常総保健所	常総市水海道森下町4474	0297-22-1351		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/mitsuhc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/mitsuhc/</a>		
24	古河保健所	古河市北町16-22	0280-32-3021		月-金 8:30-17:15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/kogahc/">http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/kogahc/</a>		

## 茨城県HTLV-1母子感染対策協議会設置要項

## 1 目的

HTLV-1母子感染予防対策として、平成23年度より妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査を実施する体制が整ったところであるが、妊婦健診における検査体制や検査結果に基づく母親等への保健指導及びカウンセリング体制を今後整備していく必要がある。

このため、県においては「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置し、HTLV-1母子感染対策における検査体制の整備や検査結果に基づく母親等への保健指導及びカウンセリング体制の整備、陽性の母親の子どもに対する検査体制の整備について協議し、県内全域で一貫したHTLV-1母子感染防止対策の推進を図ることを目的とする。

## 2 構成

- (1) 構成員は、医師、学識経験者及び行政の各関係者とする。委員数は8名とする。
- (2) 協議会に座長を置き、子ども家庭課長が指名する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- (3) 保健福祉部子ども家庭課及び保健予防課は、協議会に出席し発言することができる。
- (4) 子ども家庭課長は必要に応じ、その他学識経験者等の出席を求めることができる。

## 3 構成員の任期及び協議会開催回数等

- (1) 構成員の任期は概ね1年とする。
- (2) 構成員は再任することができる。
- (3) 協議会は、今年度1回程度開催する。

## 4 その他

- (1) 協議会の事務局は、保健福祉部子ども家庭課に置く。

## 附則

この要項は、平成23年9月5日より施行する。

## 茨城県HTLV-1母子感染対策協議会及びマニュアル検討 委員名簿

所属	職名	委員名	備考
青木医院	院長	青木 雅弘	茨城県産婦人科医会長
石渡産婦人科病院	院長	石渡 勇	茨城県医師会 副会長
神栖市健康増進課	主査	大滝 紀子	茨城県市町村保健師 連絡協議会副会長
戸部助産院	院長	戸部 万亀子	日本助産師会茨城県 支部副支部長
筑波大学大学院人間総合科学 研究科	准教授	濱田 洋実	
茨城県立中央病院血液内科	部長	堀 光雄	
茨城県竜ヶ崎保健所	所長	本多 めぐみ	
やまわき・こどもクリニック	院長	山脇 英範	茨城県医師会 理事

(敬称略・五十音順)

## 【事務局】

茨城県保健福祉部 子ども家庭課	課長	齋藤 牧子
	副参事	西野 浩二
	課長補佐	飛田 清文
	係長	塙 清美
	係長	岩田 江里子
	係長	清水 博子



茨城県HTLV-1母子感染防止対策マニュアル

---

平成23年11月 発行

編集 茨城県HTLV-1母子感染対策協議会

事務局 茨城県保健福祉部子ども家庭課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3257

ホームページアドレス ( <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/jifuku/> )

E-mail : jifukul@pref.ibaraki.lg.jp